

技術開発の方向性に即した自動運転の段階的実現に向けた調査検討委員会

ヒアリング項目（案）

※ ヒアリングにおける自動運転システムの定義は、「官民ITS構想・ロードマップ2017」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づくものとする。

1 SAEレベル3及びレベル4以上の自動運転について

(1) 技術開発状況について

- 具体的に実用化に向けて開発している又は開発を予定している機能
- 実験施設等における実験の実施状況
- 実用化目標時期

(2) 実用化に向けた法律上・運用上の課題及びそれに対する考え方について

ア 自動運転に係る刑事上の責任について

- 交通事故時における責任の在り方
- ドライブレコーダーやイベントデータレコーダー等の装備の在り方
- アルゴリズムの設定の在り方、当該設定の妥当性の検証方法等

イ 自動運転に係る行政法規上の義務について

- 道路交通法上の交通ルールの遵守義務の主体
- 車両の点検・整備義務
- 自動運転システムのセキュリティ確保に係る義務
- 運転免許制度等の在り方
- 交通事故時の救護・報告義務
- 自動運転車に乗車する者に係る義務
- 他の道路利用者に係る義務

(3) その他の課題及びそれに対する考え方について

(4) 法制度上整備すべきと考える事項（特に道路交通法において）について

2 トラック隊列走行について

(1) 技術開発状況について

- 具体的に実用化に向けて開発している又は開発を予定している機能
- 実験施設等における実験の実施状況
- 公道実証実験の開始予定時期・実験内容

(2) 将来ビジョンについて

- 具体的な事業形態
- 実用化目標時期・場所

(3) 実用化に向けた法律上・運用上の課題及びそれに対する考え方について

- 車列間の車間距離、走行速度
- 車列の台数・全長
- 走行すべき車線
- 先頭車の運転者に係る義務
- 合分流時、割込防止等における周囲の他の交通主体に係る義務や注意事項
- 運転免許制度等の在り方
- 電子連結が途切れた場合の取扱い
- 後続車両に不測の事態が発生した場合の対応

(4) その他の課題及びそれに対する考え方について

(5) 法制度上整備すべきと考える事項（特に道路交通法において）について